

令和6年4月24日

保護者のみなさま

県立津久井浜高等学校
校長 井澤 克仁

感染症罹患による出席停止扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

次の表にある感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条により出席停止扱いになります。医師から診断を受けましたら、速やかに学校へ連絡のうえ、医師の指示する期間は、登校せず療養してください。

なお、医師により登校の許可が出ましたら、『感染症罹患状況報告書』を登校する際に学校へ提出してください。ご不明点等ありましたら、学校までお問合せください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(※)、中東呼吸器症候群(※)、特定鳥インフルエンザ(※)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(※)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師の許可があるまで

(※) 法律の定める病原体に限る

問合せ先

養護教諭 坂本・田邊

電話 (046)848-2121

津久井浜高等学校長 殿

感染症罹患状況報告書

医師の診察の結果、治療し学校再開の許可を受けましたので、報告します。

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(本人自署)

提出日 令和 年 月 日

出席できな かった理由 (診断名)	
登校しなかつ た期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () (上記の理由で早退した日も含みます。)
診断を受け た医療機関	
受診した日	年 月 日、 年 月 日 年 月 日 (合計 回)

○全ての項目を記入漏れのないようにボールペン(消せないもの)で記入してください。

○登校再開してから5日以内に提出してください。

学校使用欄

担任印またはサイン(出席簿・成績処理支援システムと上記期間が一致しているか確認)